



弁護士 鎌田 正紹
弁護士 黒岩 哲彦
弁護士 柿沼 真利
弁護士 金湖 恒一郎
弁護士 石井 一禎
弁護士 辻田 航
弁護士 金子 美晴
弁護士 北條 友里恵

事務局5名在籍

ごあいさつ

残暑お見舞い申し上げます

1945年の戦争終結の夏から76年となります。戦後、大日本帝国時代の悲惨な戦争への反省から、日本国憲法は、前文で平和的生存権を定め、戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認を内容とする平和主義の9条を定めました。この秋、衆議院議員選挙が予定されています。選挙を通じてこの平和憲法を護っていく衆議院を作りましょう。

2021.8.15

発行
北千住法律事務所

120-0034
東京都足立区千住1-24-4 広瀬ビル2階
TEL 03-3870-0171 FAX 03-3881-7471

広告責任者
東京弁護士会所属 弁護士 柿沼真利
<http://www.kitasenju-law.com/>

御相談は03-3870-0171まで

北條友里恵弁護士が入所しました!



はじめまして、北條友里恵（ほうじょうゆりえ）と申します。昨年12月に司法修習を終え、今年の1月から北千住法律事務所に勤務しています。先輩方に指導していただきながら、日々精進しています。

また、現在は「結婚の自由をすべての人に訴訟」という、法律上の性別が同じ者同士が、婚姻できるよう求める弁護団にも所属しています。

この度、本稿で自己紹介する機会をいただきました。どんな自己紹介をしようか悩みましたが、まず、私がどんな子どもだったのかお話ししたいと思います。

最近はあまり読めていないのですが、私は本が好きで子どもでした。どれくらい本が好きだったかという、将来の夢が一時期は司書だったくらい好きでした。

ハリー・ポッターの本をクリスマスにもらった時は、「早く寝なさい」と家族に怒られながら、こっそり電灯をつけて読みふけり、何度も読み返して気づいたら朝になっていたこともありました。

今振り返ってみると、本を通じて未知の広い世界を知れることが、楽しくて仕方がなかったのだと思います。

紆余曲折を経て、私は司書ではなく弁護士になり、気づけば本を読まずにYoutubeばかり見るようになってしまいました。しかし、子どもの頃に抱いていた広い世界への情熱は、現在も変わっていないと思います。

昨今の社会では、大量の情報を取捨選択する能力が求められる一方で、情報の取捨選択と称して、不都合な事実から目をそらしてしまうことも容易になっています。しかし、本の中の空想の世界と違って、現実の世界で困難に直面する人々から目をそらす訳にはいきません。

子どもの頃、本を通じて見ていた夢と優しさにあふれた世界と違って、困難に直面する人々から突きつけられる現実の世界は過酷です。しかし、それでも、弁護士として困難に直面する人々と向き合いたい思いから、「結婚の自由をすべての人に訴訟」弁護団に加入することにしました。

「結婚の自由をすべての人に訴訟」弁護団の活動は、訴訟当事者だけでなく、当事者以外の人々にとっても生きやすい社会を作るために必要な活動であると、私は考えています。また、当事者達が現在直面している困難や苦悩を、次世代の子どもたちには、決して味わせたくありません。次世代の子どもたちが、この社会に希望を持って生きられるようにするためにも、力の限りを尽くしたいと思います。

まだまだ未熟者のため、今後も精進を重ねてまいりたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

経 歴

上智大学法学部法律学科

早稲田大学大学院法務研究科

2020年12月 弁護士登録（73期）

「結婚の自由をすべての人に」「訴訟の紹介

弁護士 金子美晴

「結婚の自由をすべての人に」訴訟は、法律上同性同士のカップルが、婚姻することを求めている裁判です。2019年2月14日に、札幌、東京、大阪、名古屋で提訴され、同年9月に福岡で提訴がなされました。

さらに、2021年3月26日には、東京で第二次訴訟も提起されました。これまでの原告は、性的指向が同性のカップルでしたが、この東京二次訴訟では、トランスジェンダーの方も含まれています。トランスジェンダーで性的指向が異性の人は、戸籍を変更しないままだと法律上同性同士ということになって結婚が認められないので、問題状況は同じであるためです。現在、全国で合わせて20組37名の方が原告となっています。

当事務所では、北條弁護士と私が関わっています。現在の民法や戸籍法の規定が、異性婚を前提とする規定ぶりになっています。それらの規定により、法律上同性同士の婚姻が妨げられていることが、婚姻の自由を定める憲法24条1項、婚姻制度を定める憲法24条2項、及び、不合理な差別禁止を規定する憲法14条に違反する、と主張して、国家賠償法に基づき損害賠償を請求するという形をとっています。

これに対して、被告である国は、婚姻の制度は生殖や子の養育を前提としたものであるから男女に限るので、法律上同性のカップルは認められないのだと主張しています。

しかし、生殖や子の養育は要件（それがなければ婚姻が認められないとするもの）でしょうか？ 違います。もし生殖が婚姻の要件となっているなら、生殖能力のない異性愛カップルや子どもをもつつもりのない異性愛カップルは、押し並べて婚姻制度の対象外ということになります。

しかし婚姻制度の本質は、お互いを思いやり、愛情を注ぐことで築き上げる「親密関係」ではないでしょうか。弁護士は、婚姻制度の本質をこのように捉えていますし、そうであれば、法律上同性同士のカップルも、異性愛者と全く同じように親密関係にあるのですから、婚姻制度から外れる言われははずです。現に、一足先に今年3月17日に出た札幌地裁判決では、婚姻によって得られる重要な利益である法的効果を受けることに関して、同性愛者と異性愛者には性的指向以外に何らの差異もないとして、現在の民法などの規定が憲法14条に違反すると述べられました。

G7（フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、日本）で、いわゆる同性婚制度がないのは日本だけです。これらの国では当たり前のことであるにもかかわらず、日本では認められないが故に、様々な不利益がのしかかっています。例えば病院での手術・入院に付き添えなかったり、相續できなかつたりします。

東京第1次訴訟では、秋に尋問も控えています。いよいよ大詰めです。1日も早く「同性婚」が実現できるよう、私たちも頑張りましょう。応援のほど宜しくお願い致します。



離婚に伴う用語説明

弁護士 金湖恒一郎

今回は、離婚手続きにおいて使われる用語をご説明したいと思います。

夫婦関係調整(離婚)調停

いわゆる「離婚調停」のことです。我が国では、離婚に際し、「調停前置主義」といって、訴訟を起こす前に調停を申し立てなければならないこととなっています。

調停を申し立てる宛先は、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります。

調停の中では、親権や養育費、財産分与や慰謝料などについて話し合います。

話し合いの進め方ですが、基本的に、2名いる調停委員が双方から交互に話しを聴き取っていきます。双方が合意に至れば、「調停調書」を作成します。この調停調書には、裁判の判決と同じ効力があります。

親権

我が国では、離婚後は共同親権ではなく単独親権とされているため、父か母のいずれかを親権者として決める必要があります。離婚届に親権者が記載されていないと、離婚届を受け付けてもらえません。

離婚調停や離婚訴訟において、父母の双方が親権を主張する場合、家庭裁判所調査官が調査を行うことが多いです。

財産分与

夫婦が婚姻期間中に形成した財産を、原則として2分の1ずつ分配する手続きのことをいいます。財産分与の対象となる財産を決める基準時は、原則として別居時ですが、財産を評価する時点は離婚時(調停や裁判が終わるとき)とされています。また、住宅ローンがある場合などは、その金額を差し引く必要があります。

離婚訴訟

離婚調停において双方が合意に至らなかった場合、調停は不成立となり、離婚を求める側は離婚訴訟を提起することとなります。

訴訟を提起する宛先は、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所だけでなく、自分の住所地を管轄する家庭裁判所でもOKです(この点で離婚調停と異なります)。

離婚訴訟においても、親権や養育費、財産分与や慰謝料を決めることとなりますが、離婚調停と違って、調停委員は関与せず、裁判官が直接訴訟を取り仕切ります。

養育費

離婚後、非監護親(子どもを監護していない方の親)が、監護親(子を監護している方の親)に対して支払う、子どもの監護や教育のための費用のことをいいます。

養育費の額ですが、原則として、裁判所が提供している「算定表」に、双方の収入をあてはめて算出します。

一般には、子が20歳になるまで支払義務があるとされています。



民法・不動産 登記法の 改正について

2021年4月28日、民法や不動産登記法の改正法が成立しました。相続や不動産登記に関して、特に重要な改正点を抜粋してご紹介します。

弁護士 辻田航

1 遺産分割における特別受益・寄与分の期間制限

相続開始時（被相続人の死亡時）から10年経過後は、特別受益や寄与分の規定は原則として適用されなくなりました。相続開始時から10年経過後は、生前に財産の維持や増加に貢献したという主張（寄与分）や生前贈与を受けたという主張（特別受益）は認められず、法定相続分を前提として遺産分割を行うことになります。

改正前の相続にもさかのぼって適用され、①相続開始時から10年か、②改正法の施行から5年のどちらか遅いときが、制限期間となります。

2 相続土地国庫帰属制度の創設

相続の際に土地の所有権を手放す制度が創設されます。

制度に申請できる人は、相続（遺産分割を含む）で土地所有権の全部または一部を取得した人です。建物には使えません。共有地の場合は、共有者全員の共同申請が必要です。

また、建物が存在したり、担保権が設定されていたり、管理に過分の費用や労力を要するような一定の場合は、申請や承認が認められないとされています。

そして費用として、審査の手数料のほか、承認された場合には一定の負担金が必要となります。負担金は今後、政令で具体的な基準が定められる見込みです。

承認が出て、負担金が納付された時に、土地の所有権が国に移転することになります。

3 不動産登記制度の見直し

（1）相続登記の義務化

相続によって不動産の所有権を取得した相続人には、相続開始および所有権の取得を知ってから3年以内に登記を申請する義務が課されます。

改正前の相続にもさかのぼって適用され、①相続開始と所有権取得を知ったときか、②改正法の施行のどちらか遅いときから3年以内に申請する必要があります。

義務に違反した場合、10万円以下の過料が課される可能性がありますので、不動産の登記名義が故人のままになっている場合、要注意です。

（2）住所等の変更登記の義務化

所有権の登記名義人の氏名・名称または住所に変更があった場合、2年以内に変更登記を申請する義務が課されます。

4 施行時期

改正法は、具体的な日付は未定ですが、原則として公布から2年以内（2023年4月28日まで）に施行されます。ただし、相続登記の義務化は3年以内（2024年4月28日まで）、住所変更登記の義務化は5年以内（2026年4月28日まで）と、いくつか例外があります。

今回の改正内容には実際上の影響が大きい点がありますので、詳しくは当事務所の弁護士へお気軽にご相談下さい。

幼い命が奪われた 交通事故に思う

弁護士 黒岩哲彦

千葉県八街市の幼い命が奪われた交通事故の悲劇に言葉を失いました。

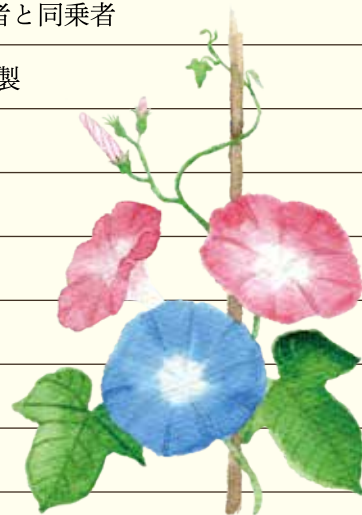
千葉県での下校途中の小学生の列にトラックが突っ込み、7歳と8歳の幼い命が奪われ3人が重傷を負いました。子どもたちはいつも行儀よく一列になって歩いてたといいます。飲酒運転は重大な犯罪で論外ですが、通学路の安全を守る対策がなされてなかったことなど車を優先してきた社会のひずみが悲劇を生みました。2019年5月には滋賀県大津市で園児2人がなくなり14人が重軽傷を負った事故があったばかりです。

警視庁によると東京の交通事故による小学生の死者・重傷者は2016年から2020年で4,687人、うち低学年が2,686人、高学年が2,001人です。登校時が434人、下校時が2,876人でした。東京都足立区では2016年に綾瀬小学校の当時7歳の小学生が下校時に青信号で横断中に右折してきたトラックにひかれて死亡しました。亡くなったけんちゃんが育てていたアサガオが交通安全のシンボルになってほしいとの願いから、交通安全の願いをのせてアサガオの種が全国に広がっています。

日本の交通死亡事故の現状を見ると、内閣府の統計では、死者は歩行者は35.6%、自転車乗用中が15.3%で半数以上を占めています。主要国で見ると、自動車大国のアメリカですら8.2%、フランス21.8%、イギリス30.5%、ドイツ37.2%にとどまっておらず、日本は、歩行者・自転車乗用車の割合が突出して高くなっています。人に優しいまちづくりに逆行する行政のあり方が問われています。

交通安全対策基本法は、国、地方自治体、道路設置者などの責務を定めています。注目したいのは「車両等の製造事業者の責務」です。「その製造する車両等の構造、設備及び装置の安全性の向上に努めなければならない。」としています。自動車メーカーは運転者と同乗者の安全はもとより、歩行者や自転車運転者の安全を守る自動車を製造する責務があります。お酒を飲んだら乗れない技術はすでに開発されています。国会と政府は法整備をすすめるべきです。

国、地方自治体、道路設置者、自動車メーカーなどが交通安全対策の責務を自覚して、交通事故から子どもの命を守るための叡知を集めて、実効性がある対策を行なうことは一刻の猶予も許されません。



パラリーガル PARALEGAL 事務局より

就任あいさつ

今年から事務局長に就任致しました。

当事務所は創立47周年。この歴史を振り返ると身の引き締まる思いです。

前事務局長の坂崎恵美子さん、そしてこれまでの事務局長への所員や地域の方々からの信頼には到底及びませんが、まずは背伸びをせず経験を積んでいきたいと思えます。

予想すら出来なかった現在のコロナ禍の状況ですが、様々な情勢に対応しつつ、地域や日常で起こる問題の解決に向けて、皆様のお役に立てるように尽力する所存ですので、宜しくお願いたします。

また、ご来所の皆様に安心してご相談いただけるよう所員一同感染対策に努めております。

事務局長 持田理恵



昨年末に定年を迎え、事務局長も退任致しました。在任中、至らぬ点やご迷惑をおかけすることも多々あったかと存じますが、皆様方のご協力に支えられて、無事に乗り切ることができました。

心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

北千住法律事務所は地域の皆様からの要望で設立され、約半世紀となります。

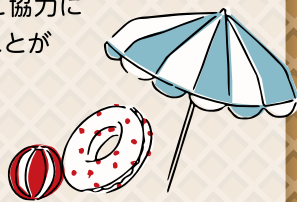
私は設立5年目に入所し、勤続41年、事務局長11年の中で多くの方々にお目にかかり、貴重な体験を山ほどさせていただき、充実した日々を送ることができました。

現在もとりあえず再雇用で勤務しておりますが、今後とも地域の活動への参加を通して、皆様とのつながりを大切にまいります。

なお、後任の持田理恵新事務局長は、とても誠実で、実力もあり、信頼できる人物です。

今後とも変わらぬご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いたします。

事務局 坂崎恵美子



義母と母を“ばーちゃんず”と名付け、時に愛で、頻りに腹を立てつつ寄り添っています。義母も母も、子どもたちに負けてなどおらず、持病をかかえながらも割と身体すこやかです。



若いころの話しをよく聞くのですが、都会の下町で家業を手伝い育った義母と、地方出身で都会に働きに出てきた母の生活歴の違いが面白く、介護民俗学ってこういうものかなと聴きこんでいることがあります。

繰り返しの話しに疲れ、新聞を読みながら聞いて、お互いに腹を立てて閉口することもしばしばですがやっぱり面白いです。

事務局 蔵明子

猫の文字がつく地名「猫町」、があるのをご存知ですか。

猫屋敷、猫ノ森、猫の目、猫地獄、猫の小判、猫山、猫滝、猫崎半島などなど日本全国探してみると結構あるのです。東京にも猫又坂という坂があります。



自分の住む場所が猫町だったらうれしくなります。猫に由来する地名や名前を発見するだけでワクワクしてしまい、いつか全国の猫の文字がつく「猫町」へ足を運んでみたいです。

事務局 秦野信代

コロナ禍で日々さまざまな感情（怒りも）渦巻く厳しい人間界ですが、家ではハムスターに癒されております（笑）おいしいものを食べて毛づくろいをして寝るだけ。夜中には回し車で10~20kmもの距離を走ります。

とはいえ、ハム界もコロナとは無縁ではなく、コロナに非常にかかりやすいので実験動物として人類に多大な貢献をしているそうです。ありがとうハム(‘ω’)



まさかほんとにオリンピックやるとはな

事務局 景山紫穂

北千住法律事務所の新型コロナ感染症予防につきまして

まだまだ予断を許さない状況が続いています。当事務所ではこれまでと同様に感染予防の取り組みを継続してまいります。引き続きお客様が安心してご利用いただけるように改善を続けます。今後とも当事務所をご利用くださるようお願い申し上げます。

- 相談室及び事務所全体は、毎朝の掃除に加え、相談終了後その都度消毒・換気しております。
- 所員は、マスクを着用したまま対応やご相談をさせていただきます。恐れ入りますが、お客様におかれましてもマスクの準備・着用をお願いします。
- 手指の消毒にご協力をお願いします。受付にあるアルコール消毒液をご利用くださるか、または、お手洗いをご案内いたします。お気軽にお申し付けください。
- 37.5℃以上の熱が続いている方は、解熱後の相談予約をお願いします。



編集後記

この事務所ニュースを編集しているのは7月ですが、これが届く頃には状況もまた大きく変わっているかもしれません。一方で心の健康も大切ですので、これからも「深刻になりすぎずに真剣に」感染対策に取り組んでまいります。

(景山)

※事務所ニュースのご送付が不要な場合は、大変お手数をおかけいたしますが、弊所までご連絡をお願いいたします。

【予約制】 30分無料相談カードをご利用ください (通常5500円)

切り取らなくても結構です。お知り合いの方にも是非お渡しください。

相続・遺言・後見・不動産・借地借家・離婚・男女問題・交通事故・借金問題
労働問題・刑事事件・消費者問題・債権回収・会社取引 その他

お電話にてご予約のうえ、当日ご持参ください ☎ : **03-3870-0171**

※注意事項 ご相談1回につき、1枚になります。30分延長される場合は、通常の相談料5500円がかかります。

30分無料
相談カード



予約制

北千住法律事務所

03-3870-0171

30分無料
相談カード



予約制

北千住法律事務所

03-3870-0171

30分無料
相談カード



予約制

北千住法律事務所

03-3870-0171